

# 学校教師の社会体育指導者としての 意識と行動

——他職業者と比較して——

西 垣 完 彦

は じ め に

本稿は、社会体育指導者としての学校教師の意識と行動の実態を教師以外（以下、単に「他職業者」という。）の社会体育指導者との比較を通して明らかにしようとするものである。

現代社会を特徴づける産業化と都市化は人びとの生活に多くの恩恵をもたらしたが、その反面、社会的な生活条件に多様な歪みを生起させ身体的精神的な面に望ましくない影響を与えている。そしてこのような種々様々の変化は必然的に人びとを体育・スポーツに指向させる可能性と必要性を醸成している。1970年代に入ってからの人びとのスポーツへの興味・関心の高まり、あるいはジョギング（ランニング）ブームやテニスブームにみられるようなスポーツ愛好者の増加、さらには婦人バレーボールチームやスイミングスクールをはじめとする各種スポーツクラブ（教室）の急増などは、こうした社会変化を反映した現象の1つと解してよい。また、文部省の諮問機関である保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の答申（1972, 12）や民間の健康福祉研究会による「国民健康運動」の提唱（1976, 11）などはこのような社会状況に対応したものである。

このように社会における体育・スポーツの普及振興はきわめて重要な課題となっているが、その具体的施策の1つとして保健体育審議会の答申は、体育・スポーツ指導者の養成確保と指導体制の確立を提言している。とりわけ社会体育指導者の問題は、わが国における体育指導者養成が制度的に専ら学校の体育指導者養成に主眼を置き社会体育の指導者養

成を等閑視してきたという歴史的、社会的背景をもつだけに緊急かつ重要な課題である。勿論、今日まで社会体育の指導者養成が全くなされなかったわけではない。例えば、国および地方公共団体が中心となって各種の手引き書を作成したり、講習会、研修会、研究協議会等による指導者養成を行ってきたし、1957年には文部省の働きかけで全国に約2万人の体育指導委員が誕生している。また、1961年のスポーツ振興法の制定により市町村にスポーツの指導、助言ができる非常勤の体育指導委員が置かれるようになり、その数は1976年現在約4万6千人に達している。さらに、1975年より市町村のスポーツ担当専門職員の充実を図るために派遣社会教育主事（スポーツ担当）制度が発足している<sup>1)</sup>。一方、民間団体においても日本レクリエーション協会、フォークダンス連盟、全日本スキー連盟などのほか、創立以来一貫してスポーツの高度化を指向しエリートスポーツ選手の養成に邁進してきた日本体育協会も1971年以来市民スポーツにも目を向けはじめ独自にスポーツ指導員の養成に乗り出している。しかし、こうした国および民間団体の努力にもかかわらず、現実には人びとのスポーツ欲求の多様化、個性化に対応できるだけの指導者の確保と指導体制の確立は遅々として進展していない。

ところで、一口に社会体育指導者といってもそこには目的や任務を異にする幾種類もの指導者が存在しているし、指導者の職業も種々様々であるが、いずれの指導者にも学校の教師がかなりの割合を占めていることが注目される。例えば、東京都教育委員会が養成している社会体育指導者養成講習会への参加者を職業別にみても教員が圧倒的に多い<sup>2)</sup>。また、体育指導委員の職業構成についてみても、表1に示す如く教師の占める割合は減少の

表1 年度別にみた体育指導委員の職業

職業	年度	1963	1968	1971	1976
	総数	21,101	33,174	37,115	45,948
教 員		30.0	29.3 (9.711)	25.7 (9.540)	21.5 (9.900)
会 社 員		16.7	19.9	21.4	23.6
自 家 営 業		29.0	29.2	28.8	29.4
公 務 員 (教員除く)		15.9	14.8	16.0	15.8
無 職		3.0	2.8	3.0	3.6
そ の 他		5.4	4.0	5.0	6.1

資料 1976年度は全国体育指導委員連合「体育指導委員の現状」(1977.3)、その他の年度は「社会教育調査報告書」による。

傾向にあるとはいえ、1976年現在21.5%を占めその数は9,900人である。さらに、これを都道府県別にみても、北海道の44.4%を最高に、教員の占有率が30%を超えるところは北海道を除いて8県に達し、占有率が10%を下回るのは4県にすぎない。しかし、このように教師が社会体育の指導者として地域の体育・スポー

ツの普及振興に教育や体育の専門家として協力することに問題がないわけではない。それは社会体育への関与が「教師本来の仕事である教育活動や校務に支障を生じさせていることや精神的肉体的疲労を招来しかつ自由時間を侵害している<sup>3) 4)</sup>」からである。しかしこうした指摘がある反面、「教師が地域社会との密着度も深く社会体育の指導に古くから大きく貢献している<sup>5)</sup>」という現実が存在していることも見逃すわけにはいかない。このことは教師が依然として地域社会の体育・スポーツの普及振興にとってきわめて大きな役割と期待を背負っていることを示している。

最近、社会体育指導者を対象とした調査研究が増加し<sup>6)</sup>、社会体育指導者の社会的特性、役割・機能、資質、意識と活動の実態などについて多角的なアプローチが試みられているが、今日までわが国の体育・スポーツの普及振興に重要な役割を果たしてきた教師の社会体育指導者としての意識や行動については、断片的にとり上げられることはあっても総合的かつ具体的に究明されたものはほとんどなく、わずかに坪田の高校体育教師の社会体育に対する態度を明らかにした調査研究があるのみである<sup>7)</sup>。

そこで、本稿ではスポーツ振興法により市町村教育委員会の非常勤の公務員として地域の住民に対して、スポーツの指導、助言に務めている体育指導委員を対象にとり上げ、体育指導委員としての教師がどのような意識をもちながら社会体育の指導を行っているかを他職業者と比較しながら分析し、両者の社会体育指導者としての意識と行動における差異の具体的内容を明らかにするとともに、そこに内在する問題点を今後の社会体育指導者のあり方との関連において検討してみたい。

## 方 法

### 1. 調査の方法と標本の性格

調査は、社会体育指導者の意識や活動の実態を多角的に把握するために「社会体育の指導者に関する調査」として、三重県下の登録されている社会体育指導者1,259名を対象に、郵送質問紙法により、1974年6～7月に実施した。

有効調査票回収率は52.0%(655/1259)であったが、本稿ではそのうち男子体育指導委員217名(教師67名、他職業者150名)の標本を分析の対象とした<sup>8)</sup>。

教師および他職業者の標本の性格は表2に示すとおりである。学歴で両者の間に有意差がみられ、大学卒の占める割合が教師88%に対し他職業者9.3%である。しかし、年齢および結婚については有意差はみられない。なお、他職業者の職業は、会社・団体従業者35.3

表2 標本の性格

		教師	他職業者
		100.0 (67)	100.0 (150)
年令	20代	13.4	12.0
	30代	26.9	41.3
	40代	52.2	38.0
	50以上	7.5	8.7
結婚	既婚	94.0	94.7
	未婚	6.0	5.3
学歴	旧小・高等小・ 新中学卒	—	22.7
	旧中学・ 新高校卒	11.9	68.0
	旧高専・大学 新短大・大学卒	88.1	9.3
職業	会社団体従事者		35.3
	商工自営・自由業		32.0
	公務員		9.3
	農・漁・林業		8.0
	会社団体役員		6.7
	その他		8.7

X <sup>2</sup> 検定	X <sup>2</sup>	df	p
年令:	5.38	3	n.s
結婚:	0.04	1	n.s
学歴:	128.58	1	p<0.01

%, 商工自営・自由業32.0%が多く, この2者で全体の約67%を占めている。

## 2. 調査の内容

本稿では, 前述の「社会体育の指導者に関する調査」に用いた92の調査項目のうち59項目を分析の対象とした。調査項目の具体的内容は表3に示すとおりであるが, 大別すれば, ①社会体育指導者としての動機, 資質・能力, 意欲などに関するもの, ②指導行動に関するもの, ③指導行動と仕事および家庭との関係に関するもの, ④社会体育の指導に対する態度や意識に関するもの, ⑤今後の社会体育の展望に関するものの5群に分けることができる。

## 結果と考察

### 1. 社会体育指導者としての教師の平均的プロフィール

既述したように, 本稿のねらいの1つは教師の社会体育指導者としての意識や行動の実態を他職業者との比較を通して明らかにすることである。

そこでまず, 両者の社会体育指導者としての意識と行動の差異を具体的に把握するために59の調査項目総てについてカイ自乗検定による有意差の検定を行った。その結果, 表3に示すように59の項目のうち22の項目に有意差(危険率5%以下)がみられた。以下, 群別に結果を概観し, 意識と行動の実態から社会体育指導者としての教師の平均的プロフィールを素描する。

表3 調査項目別にみた教師と他職業者との有意差検定の結果 (x<sup>2</sup>-test)

群	調査項目	df	x <sup>2</sup>	p	群	調査項目	df	x <sup>2</sup>	p
動機・資質・能力・意欲などに 関するもの	運動機	8	15.48		社会体育の指導に対する態度・意識に関するもの	効果	2	3.78	
	学校時代の運動クラブ経験	1	3.53			町づくり	2	2.07	
	卒業後の運動クラブ経験	2	31.35	***		青少年の健全育成	2	0.98	
	出場した競技会のレベル	1	4.80	*		社会的評価	2	1.10	
	知識・技術の学習場所	4	6.66			社会的信用・名誉	2	6.09	*
	指導能力の発揮	2	0.76			使命感	2	1.33	
	指導能力満足度	2	0.90			後継者の育成	2	2.27	
	指導法の学習・研究	2	0.72			満足度	1	4.88	*
	指導法の学習意欲	2	2.42			生きがい	2	11.87	***
	指導に関するもの	スポーツ教室の指導回数	1	1.16			趣味	2	15.35
グループの指導回数		1	10.15	***	楽しむ	2	7.40	*	
行事の企画・立案回数		1	0.51		指導理念・その他	2	6.65	*	
行事の運営・指導回数		1	2.66		市民のつとめ	2	15.56	***	
体協の企画・立案回数		1	2.63		奉仕	2	16.08	***	
体協の運営・指導回数		1	0.36		報酬当然	2	16.27	***	
体協以外の団体の指導助言回数		1	2.64		指導理念(タイプ)	3	16.27	***	
技術研修室の講師健康相談回数		1	0.27		やりがい	2	10.85	***	
指導内容の総数		3	3.35		指導意欲	2	5.49		
指導係に関するもの		仕事日の休暇・変更の可能性	2	34.75	***	今望後に関するもの	指導対象Ⅰ	4	38.84
	仕事時間の変更・短縮の可能性	2	18.92	***	指導対象Ⅱ(技術レベル)	2	2.46		
	休暇の取得(1日)	1	11.97	***	指導対象Ⅲ(グループ)	4	5.52		
	休暇の取得(半日)	1	13.07	***	指導内容	2	2.75		
	休暇の日数(1日)	1	10.80	***	指導の重点	2	2.17		
	仕事との折合い	3	1.15		普及振興の方法	1	0.32		
	家庭との折合い	3	5.73		望ましい指導者	3	3.69		
					これからの社会体育指導者	2	8.58	*	

(注) 表中の\*印は危険率を示し  
 \*…p<0.05,  
 \*\*…p<0.02  
 \*\*\*…p<0.01 である。

表4 体育指導委員になった動機 (重複回答)

	N	社 会 奉 仕	青 少 年 の 健 全 育 成 ・ 不 良 化 防 止	体 育 ・ ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン を 地 域 ・ 職 場 に 普 及	指 導 が 楽 し い	体 育 ・ ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン を 自 分 で や り	身 体 を 動 か し 運 動 を す る こ と が 好 き	押 し つ け ら れ て 仕 方 な く	過 去 の 経 験 を 生 か す	一 流 の 選 手 ・ チ ー ム の	指 導 力 を か わ れ て
教 師	67	24	15	33 ^ 44	13	12 ^ 28	24 ^ 45	21	12	2	16
他 職 業 者	150	24	25	44	7	28	45	16	21	1	13
計	217	24.0	22.1	40.6	9.2	23.0	38.2	17.5	18.0	1.4	13.8

n.s

(注) 表中の^は2つの比率の差の検定による。

(1) 社会体育指導者としての動機、資質・能力、意欲

表4は、体育指導委員になった動機をみたものである。教師の場合は「体育・スポーツの普及」<普及型>33%、「運動をすることが好き」<愛好型>24%、「社会奉仕」<奉仕型>24%、「押しつけられて仕方なく」<受身型>21%、「指導力をかわれて」<実力型>16%などが、おもな動機となっている。これに対して他職業者の場合は、「愛好型」45%、「普及型」44%、「自分でもやりたい」<自己楽しみ型>28%、「青少年の健全育成」<教育型>25%、<奉仕型>24%などが、おもな動機となっており、体育指導委員に

表5 学校時代の運動クラブ経験

表6 卒業後の運動クラブ経験

表7 競技会出場経験と大会のレベル

	N	表5		表6			表7			
		あり	なし	あり	以前あり	なし	国際・全国大会	地区・ブロック大会	県・県内地域大会	出場経験なし
教 師	67	97	3	16	33	51	28	28	39	4
他職業者	150	87	13	35	49	16	20	20	53	7
計	217	90.3	9.7	29.0	44.2	26.7	22.6	22.6	48.8	6.0

n.s

p<0.01

p<0.05(df=1)

(注)「出場経験なし」除く

なった動機については両者の間に有意差はみられないしかし、反応内容からみると他職業の方が動機の内容が多様であり<愛好型><普及型><自己楽しみ型

><教育型>を動機として社会体育の指導者になったものが教師より幾らか多い傾向がみられる。

表5～7は、社会体育指導者としての資質や能力の1つとして、まず運動経験と運動の技術レベルを過去および現在の運動クラブ経験と出場した競技会のレベルからみたものである。学校時代については教師の97%、他職業者の87%がいずれも運動クラブ経験者であり両者の間に有意差はみられない。しかし、卒業後は教師の半数が運動クラブ未経験者であるのに対し他職業者の場合は未経験者は16%にすぎず、両者の間に有意差がみられる。また、選手として出場した競技会のレベルをみると、地区・ブロック大会以上の競技会に出場したものが教師56%、他職業者40%となっており、教師の方に競技レベルの高い大会に出場したものが多い。

表8～12は、社会体育の指導に必要な技術や知識の学習場所（方法）と指導能力の自己評価および指導法の学習・研究とその意欲をみたものである。技術や知識の学習場所としては、教師・他職業者とも「研修会・講習会」「学校時代の授業や運動クラブ活動」が圧倒的に多い。そして、学習した技術や知識が実際の指導場面で「じゅうぶん」発揮されているとするものは教師13%、他職業者15%ときわめて少ないし、指導能力に「満足」しているものも教師4%、他職業者7%にすぎない。一方、社会体育の指導法の学習・研究の現状とその意欲についてみると、両者とも約半数のものが学習意欲をもっているにもかかわらず、現実には「いつも心がけて」やっているものはきわめて少なく、大半は「心がけてはいるがなかなかできない」実状にある。

以上の結果からみると、教師、他職業とも知識・技術の発揮や指導能力の点で不満を感

表8 知識・技術の学習場所 表9 指導能力の発揮(知識・技術) 表10 指導能力満足度 表11 指導法の学習・研究 表12 指導法の学習意欲

	研修会・講習会	学校時代の授業やクラブ活動			独学	その他	指導能力の発揮(知識・技術)			指導能力満足度			指導法の学習・研究			指導法の学習意欲		
		研修会・講習会	学校時代の授業やクラブ活動	職場や地域のクラブ			やサークル	じゅうぶん	ある程度	ほい	満足	満足	どちらとも	い	な	あ	し	し
教師	67	46	42	3	6	3	13	70	15	4	63	33	9	64	27	48	4	46
他職業者	150	43	30	13	5	5	15	69	11	7	61	28	12	64	23	54	8	36
計	217	43.8	33.6	9.7	5.5	4.1	14.7	69.6	12.0	6.5	61.8	29.5	11.1	64.1	24.0	52.1	6.9	39.2

n.s n.s n.s n.s n.s

(注) DK, NAを除くので100.0%にならないものもある。以下同じ。

じているものが多いとはいえ、社会体育の指導者になった動機には地域の体育・スポーツの普及振興への熱意があり、社会体育へのとりくみにもかなり積極的な姿勢をもっていることがうかがわれる。また、指導法を研鑽するだけの諸条件の確保も困難な状況にあるが、学習意欲はかなり高いとみてよい。現行の社会体育指導者養成のための各種の研修会や講習会の再検討と一層の整備・充実が要請される。なお、教師の大部分が体育教師であることを考えると、社会体育の指導に必要な技術や知識を講習会や研修会で学習したものが半数近くいたり、指導能力に不満を感じているものが多いことはやや意外である。しかしこのことは、むしろ学校における体育・スポーツと社会における体育・スポーツとは、対象や活動の目的・内容・方法が異なっていること、また、現在のわが国の大学においては体育指導者養成のためのカリキュラムが学校体育中心であること、さらには、運動経験の程度や技術レベルにそれほど大きな差異はないにしても、体育・スポーツの指導者としては経験の乏しい、いわば素人の他職業者よりも教育や体育の専門家としての教師の方が指導能力の自己評価がより厳しいことなどに起因しているものと思われる。

## (2) 指導行動の実態

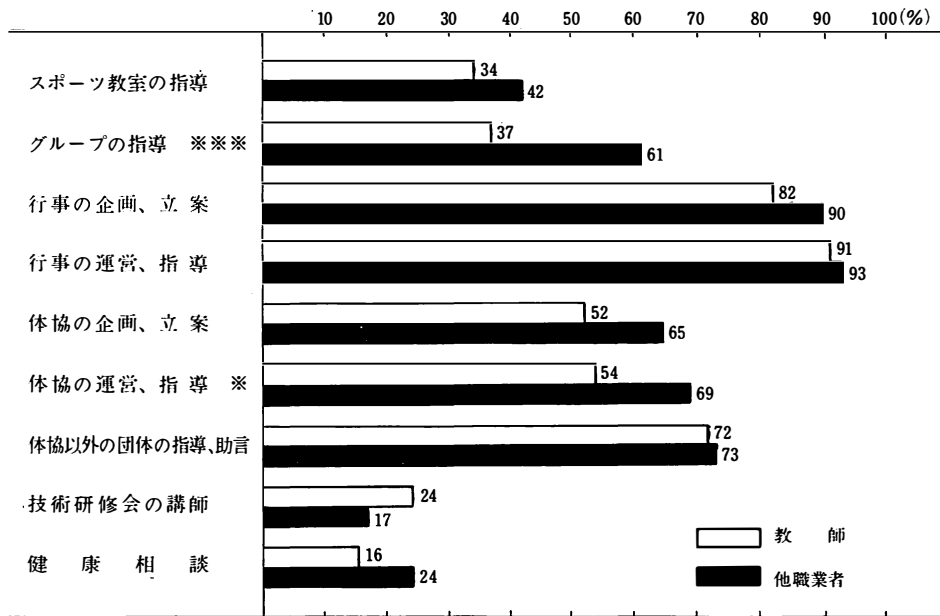
体育指導委員の職務の具体的内容は当該市町村教育委員会が地域の実情に即して定めるようになっている(スポーツ振興法第4条第3項)ために必ずしも一定していないが、一般に、①スポーツの実技指導、②スポーツ活動促進のための組織の育成、③スポーツ行事(事業)への協力、④各種団体のスポーツ行事への協力、⑤住民に対するスポーツの啓蒙、⑥その他スポーツ振興のための指導助言などがその内容とされている<sup>9)</sup>。ここでは、過去1年間に経験した指導行動の内容を質と量の2面から把握してみる。

図1は、指導行動の内容を質的にとらえるために、体育指導委員の職務内容を三重県の各市町村の実情を参考にして9項目設定し、項目別に指導経験の有無をみたものである。教師の場合、指導行動のもっとも多いのは市町村や町内会などの「行事の運営・指導」91%であり、以下、「行事の企画・立案」82%、PTA・婦人会・自治会・子ども会などの「体育協会以外の団体の指導助言」72%、「体育協会の運営・指導」54%、「体育協会の企画・立案」52%となっており、これらの内容には半数以上の教師が関与している。これに対し、クラブやチームなどの「グループの指導」37%、「スポーツ教室の指導」34%、「技術研修会の講師」24%、地域住民の「健康相談」16%などへの指導行動は少ない。一方、他職業者の場合、指導行動の内容の順位は教師と比較してほとんど差がなく、わずかに「技術研修会の講師」と「健康相談」の順位が逆になっているにすぎない。しかし、両



者の指導行動を職務内容別に経験者の割合から比較してみると「グループの指導」「体育協会の運営・指導」の2項目で有意差がみられ、いずれも他職業者の方が指導を経験したものが多。

図1 職務内容別にみた指導行動の実態



(注) 図中の※印は※…P<0.05 ※※※…P<0.01で有意差のあることを示す。

つぎに、表13～19は、指導行動の内容を量的にとらえるために職務内容別に実際に指導を行ったものについて、その日数(回数)をみたものである。教師と他職業者との間に有意差のみられるのは「スポーツ教室の指導」の1項目にすぎない。また、表20は図1に示した職務内容のうちどれだけの項目について指導を行ったかをみたものである。教師と他職業者との間には統計的に有意差はみられないが、教師の方が幾らか指導した職務内容の項目数が少ないように思われる。

以上の結果からみると、体育指導委員としての教師の指導行動は指導内容や指導日数からみる限り、全般的に質的にも量的にも他職業者との間に差はほとんどなく当該市町村の行事の企画・立案や運営・指導を中心にかなり広範囲にわたって展開されており、教師が社会体育の指導に投入しているエネルギーはかなり大きいように思われる。

### (3) 指導行動と仕事や家庭との関係

地域社会のスポーツの普及振興をはかるためには1人でも多くの住民がスポーツ活動に

	表13 スポーツ教室の指導			表14 グループの指導			表15 行事の企画立案			表16 行事の運営指導		
	10日以上	10日未満	計	20日以上	20日未満	計	6日以上	6日未満	計	6日以上	6日未満	計
教師	17	83	(23)	64	36	(25)	35	65	(55)	34	66	(61)
他職業者	48	52	(63)	71	29	(91)	47	53	(135)	47	53	(140)
計	39.5	60.5	(86)	69.8	30.2	(116)	43.7	56.3	(190)	43.3	56.7	(201)
	P<0.05			n.s			n.s			n.s		

	表17 体協の企画立案			表18 体協の運営指導			表19 体協以外の団体の指導・助言		
	6日以上	6日未満	計	6日以上	6日未満	計	6日以上	6日未満	計
教師	34	66	(35)	36	64	(36)	29	71	(48)
他職業者	30	70	(98)	32	68	(103)	25	75	(109)
計	30.8	69.2	(133)	33.1	66.9	(139)	26.1	73.9	(157)
	n.s			n.s			n.s		

(注) 表中計欄の( )のなかの数字は指導を行った人数を示す。

参加できるような多彩なプログラムを企画・立案することが要請される。そのためプログラムの中には休日や夜間のほかに平日の昼間に行われるものも少なくない。したがって、実際的な指導行動の場面では、仕事を休むことを余儀なくされたり、一家団らんの時間を犠牲にせざるを得ない場合も少なくないと思われる。

表21～28は、指導行動と仕事および家庭との関係をみたものである。教師と他職業者との間にはいくつかの点で顕著な差がみられる。まず、指導行動と仕事との関係についてみると、仕事日の休暇や変更が「比較的自由

表20 指導内容の総数\*

		0	4	6	8
		∧	∧	∧	∧
		3	5	7	9
教師	67	36	24	28	12
他職業者	150	23	23	40	14
計	217	27.2	23.0	36.4	13.4

n.s

\* 図1の9項目のうち指導した総項目数をいう

表21 仕事日の休暇・変更の可能性    表22 仕事時間の短縮・変更の可能性    表23 1日の休暇取得    \*表24 1日休暇の日数    表25 半日の休暇取得

		比較的自由にできる	かならずとむつかしい	できない	比較的自由にできる	かならずとむつかしい	できない	あり	なし	5日以上	5日未満	あり	なし
教師	67	9	58	30	21	55	22	48	48	25	75	46	48
他職業者	150	46	41	9	50	33	11	69	23	58	42	62	20
計	217	34.7	46.5	15.2	41.0	39.6	14.7	62.2	30.9	50.4	49.6	57.1	28.6

P<0.01                      P<0.01                      P<0.01                      P<0.01                      P<0.01

\*表26 半日休暇の日数                      表27 仕事との折合い                      表28 家庭との折合い

		5日以上	5日未満	大いにさしかえ	かなりさしかえ	たいていさしかえ	どちらともいえない	大いにさしかえ	かなりさしかえ	たいていさしかえ	どちらともいえない
教師		42	58	5	24	69	3	10	21	66	3
他職業者		54	46	4	27	61	5	3	17	72	6
計		50.8	49.2	4.1	26.3	63.6	4.6	5.5	18.0	70.0	5.1

n.s                      n.s                      n.s

(注) \*のみNは休暇取得「あり」のもの。

にできる」とするものは教師9%、他職業者46%、また、通常の仕事時間を短縮したり変更することが「比較的自由にできる」とするものは教師21%、他職業者50%となっており、教師の場合指導行動と仕事との調整がきわめて困難な状況にあることがわかる。そこで、過去1年間における1日又は半日の休暇の取得状況をみると、休暇を取得したものは、1日の場合教師48%、他職業者69%、半日の場合は教師42%、他職業者62%となっており、いずれの場合も教師の方が休暇の取得が少ない。また、量的にみても1日の休暇取得日数は教師の方が少ない。

このように両者の間に差がみられるのは、他職業者の場合には仕事日の休暇・変更や仕事時間の短縮・変更の可能性が比較的自由に操作できると思われる商工自営・自由業者が3分の1近くを占めていることも一因であろう。つぎに、指導行動と仕事や家庭との折合

いについてみると、社会体育の指導が仕事にさしつかえとするものは教師29%、他職業者31%、家庭にさしつかえとするものは教師31%、他職業者20%となっており、いずれの場合も両者の間に有意差はみられない。

以上の結果からみると、指導行動と仕事との関係を量的にとらえる限り教師よりも他職業者の方が仕事を休んだりして積極的な指導行動を展開しているようにみえる。しかし、仕事の休暇・変更が比較的自由にできるものと実際に休暇を取得したものととの間の差が教師の場合ほど大きくないこと、社会体育の指導が仕事にさしつかえとするものが31%程度で教師と差がないことなどを考えると、他職業者の方が指導行動に必要な時間が比較的容易に確保できる条件をもっていると考えられる。これに対し教師の場合は、休暇や仕事時間の短縮・変更の可能性の困難さに比して1日や半日の休暇を取得したものの割合が高い。また、統計的に有意差（危険率5%水準）はみられないが、約3分の1の教師が社会体育の指導が家庭生活にさしつかえと答え他職業者の20%より多い。前述の(2)の指導行動の実態などを考慮すればかなりの数の教師が他職業者同様にあるいはそれ以上に困難な状況下で社会体育の指導行動を展開しているとみてよいだろう。

(4) 社会体育の指導に対する態度・意識

(2)・(3)でみたとおり、教師の体育指導委員としての指導行動を単に数量的にとらえるばかりでなく、指導行動を成立させている生活諸条件とも関連させて総合的に把握してみると、教師もかなり困難な状況の下で積極的な指導行動を展開しているとみてよい。一方、社会体育の指導行動を意欲という点からみても、表29に示すとおり、自からすすんでやる程の積極さはないにしても、たのまれたときにはよろこんでという消極的なものを含めれば、80%以上の教師がよろこんで社会体育の指導行動を展開していることがわかる。しかし、こうした教師の前向きな姿勢にもかかわらず、社会体育の指導に「よろこび」や「やりがい」や「生きがい」を感じている教師は他職業者と比較して有

表29 指導意欲      表30 やりがい

		自 要 な 事 を 進 ん で 必 ず	た は よ ろ こ ん で し た と き に	仕 方 な く ・ だ け こ と わ る	大 い に 感 じ て い る	少 し 感 じ て い る	あ ま り な い 、 全 く 感 じ ない	ど い ち ら と も い え な い
教 師	67	13	69	18	27	33	24	13
他職業者	150	18	73	7	48	28	11	12
計	217	16.6	71.9	10.6	41.5	29.5	15.2	12.4
		n.s			P<0.01			

ば、80%以上の教師がよろこんで社会体育の指導行動を展開していることがわかる。しかし、こうした教師の前向きな姿勢にもかかわらず、社会体育の指導に「よろこび」や「やりがい」や「生きがい」を感じている教師は他職業者と比較して有

意に少ない。すなわち、表40・30・41に示す如く、社会体育の指導に心からのよこびを感じている教師は約3人に1人にすぎないし、やりがいを感じているものも、少し感じているものを含めても60%程度であり、さらに社会体育の指導によって生きがいを与えられていると感じている教師も27%にすぎない。ここでは、こうした指導意識の違いを中心に社会体育の指導についての態度や意識についてみることにする。

表31 県民がスポーツに親しむ

表32 町づくり

表33 青少年の健全育成

意見 反応 N	社会体育の指導は 県民がスポーツや レクリエーション に親しむのに役立つ			社会体育の指導は 明るい町づくりや 地域づくりに役立つ			社会体育の指導は 青少年の健全育成 に役立つ			
	肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定	
	教師	67	45	49	4	52	42	4	58	36
他職業者	150	57	36	7	63	33	4	54	36	8
計	217	53.5	40.1	6.0	59.9	35.5	4.1	55.3	35.9	6.9
		n.s			n.s			n.s		

表31~33は、指導の効果についてみたものである。教師・他職業者とも指導が「県民がスポーツ・レクリエーションに親

しむ」「町づくり地域づくり」「青少年の健全育成」に役立っているとするものは45~63%程度であり、指導効果に対する価値態度は両者ともそれ程高いとはいえない。

表34 世間の評価

表35 社会的信用・名誉

	N	あなたの活動に対して、 世間の人びとはその価値 をみとめている				社会体育の指導によって、 社会的信用や名誉を得ている		
		積 極 的 定	消 極 的 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定
教師	67	8	33	33	24	4	49	45
他職業者	150	11	34	28	25	17	45	38
計	217	10.1	33.6	29.5	24.9	12.9	46.1	40.1
		n.s				P<0.05		

表34・35は、指導行動の社会的評価についてみたものである。社会体育の指導行動に対して「世間の人がある価値を認めている」とするものは消極的肯定を含めて教師41%、他職業者45%であり、両者の間に有意差はみられない。しかし、体育指導委員としての指導

行動によって「社会的信用や名誉」を得ているとするものは教師4%に対し、他職業者に17%もあり、両者の間に有意差がみられる。

表36 スポーツ経験の伝達 表37 後継者の育成

		自分のスポーツ経験で得たよいものを今の若者に伝えたい			自分でやってきたスポーツ種目をひろめ、後継者を育てたい		
		肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定
教 師	67	79	18	1	51	37	10
他職業者	150	77	17	5	58	27	13
計	217	77.9	17.1	3.7	55.8	30.4	12.4
n.s				n.s			

表36・37は、指導行動の具体的な目標をみたものであるが、教師・他職業者ともかなりのものが「スポーツのよさを若者に伝えたい」「後継者の育成をほかりたい」と考えており、両者の間に有意差はみられない。

表38～41は、指導行動に対する満足度をみたものである。教師と他職業者との間には総ての項目に顕著な差がみられ、社会

体育の指導が「趣味の1つ」であるとするものは教師36%、他職業者65%、指導しながら「自からもスポーツを楽しむ」ものは教師73%、他職業者89%。社会体育の指導に心から

表38 よろこび 表39 生きがい 表40 趣味 表41 楽しむ

		社会体育の指導に心からのよろこびを感じる			社会体育の指導は私の生活にハリと生きがいを与えてくれる			社会体育の指導は自分自身の趣味の1つである			社会体育の指導をしながら、自分自身もスポーツを楽しむ				
		肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定	肯 定	中 間	否 定		
教 師	67	36	55	7	27	55	16	36	45	18	73	21	4		
他職業者	150	56	41	6	51	40	8	65	25	10	89	9	3		
計	217	47.5	45.6	6.5	43.8	44.7	10.6	55.8	30.9	12.4	83.9	12.4	3.2		
P<0.05(df=1)				P<0.01				P<0.01				P<0.05			

の「よろこび」を感じているものは教師36%、他職業者56%。そして指導が「生きがいや生活のハリ」を与えてくれるとするものは教師27%、他職業者51%となっており、全般的に他職業者の方が社会体育の指導行動に高い満足度を示している。

表42～45は、社会体育の指導に対する基本的態度についてみたものである。いずれの項目も教師と他職業者との間に顕著な差がみられ、社会体育の指導を「市民の当然のつとめ」とするものが教師45%、他職業者62%、「奉仕」とするものが教師42%、他職業者65%である。一方、指導行動に対してそれにふさわしい「報酬当然」とするものは他職業者19

表42 市民のつとめ 表43 奉仕 表44 報酬当然 表45指導理念タイプ

	人数	社会体育の指導は市民のひとりとして当然のつとめである			社会体育の指導は奉仕である			社会体育の指導に対して、それにふさわしい報酬が与えられるのは当然である			犠牲奉仕型	犠牲労働型	楽しみ労働型	楽しみ奉仕型
		肯定	中間	否定	肯定	中間	否定	肯定	中間	否定				
教師	67	45	46	7	42	30	27	45	42	12	21	15	19	42
他職業者	150	62	29	8	65	25	9	19	57	23	31	7	5	55
計	217	56.7	34.1	7.8	58.1	26.7	14.3	27.2	52.1	19.8	28.1	9.2	9.7	50.7
		P<0.05			P<0.01			P<0.01			P<0.01			

％であるのに対し、教師45％である。そこで、「報酬当然」と「奉仕」とのクロスから両者の社会体育指導に対する基本的態度をみたのが表46である。表に示すとおり、「社会体育指導＝奉仕」に肯定的中間的の反応を示し「報酬当然」に中間的否定的の反応を示すもの＜表中、実線で囲む＞

表46 「奉仕」×「報酬当然」

は教師33.3％、他職業者72.5％。これに対し「社会体育指導＝奉仕」に否定的中間的の反応を示し「報酬当然」に肯定的中間的の反応を示すもの＜表中、点線で囲む＞は教師39.3％、他職業者12.8％となっ

		報酬当然							
		教師				他職業者			
		肯定	中間	否定	計	肯定	中間	否定	計
奉仕	肯定	9.1	21.2	12.1	42.4	8.7	50.3	14.8	65.8
	中間	12.1	18.2	—	30.3	5.4	4.7	7.4	25.5
	否定	24.2	3.0	—	27.3	5.4	2.0	1.3	8.7
計		45.5	42.4	12.1	100.0 (66)	19.9	57.0	23.5	100.0 (149)

（注）表43・44の計と値が異なるのはNの違いによる。

ており、他職業者の約4人のうちの3人が社会体育指導に「奉仕」的な考えをもち「報酬」に否定的・消極的である。また、表45に示すように、社会体育の指導理念を4つのタイプに分けてみると、両者とも「楽しみ奉仕型」がもっとも多いが、教師の場合「犠牲労働型」と「楽しみ労働型」が他職業者の3倍近くいることが注目される。

以上の結果からみると、教師の社会体育の指導に対する態度や意識は、指導の効果に対する価値態度や指導の目標あるいは指導に対する世間の評価という点では、他職業者との

間に差はないとみてよい。しかし、指導行動に対する満足度や指導の基本的態度については顕著な差がみられる。つまり、他職業者の多くは社会体育の指導を趣味の1つと捉えるとともに生きがいや生活にハリを与えてくれる要因の1つと考え、指導しながら自からもスポーツ活動を楽しむものが多い。そのため社会体育の指導行動を奉仕及び自己実現の場ととらえ、指導行動に対する金銭的報酬に否定的消極的態度をとるものが多いように思われる。これに対し教師の場合は、社会体育の指導をしながら自からもスポーツを楽しむものも少なくないが、それが生きがいや趣味の1つとなっているものは少ない。それは教師の大半を占める体育教師にとって、社会体育の指導は対象、目的、方法、内容などの違いはあっても体育・スポーツの指導という点においては学校での教師としての仕事に近い性格をもっているからであろう。多くの教師にとって（社会体育の）指導行動は「奉仕」や「市民の義務」といったボランティア的な行動ではなく、むしろ仕事（労働）の一部であるという考え方が強いのではなかろうか。半数近くの教師が指導に見合うだけの「金銭的報酬当然」という態度を持っている背景にはこのような教師の考え方が大きく作用しているものと思われる。

#### (5) 社会体育指導者としての今後の社会体育に対する展望

ところで、教師は社会体育の指導者として具体的にどのような社会体育を目指しているのだろうか。

表47～52は、社会体育の指導者として地域住民のスポーツの普及振興のために、指導の重点、対象、内容をどこに置いて指導行動を展開しようとしているかをみたものである。表に示すように、教師と他職業者との間に有意差のみられる項目は指導対象Ⅰの1つにすぎない。つまり、圧倒的多数の教師が指導対象として小・中・高・大学などの児童・生徒・学生への指向が強いのに対し、他職業者の場合には広範囲にわたり、勤労青少年、家庭婦人、中高老年層への指向も強い。しかし、対象をグループの種別や技術レベル別にみると両者の間に有意差はなく、地域のPTA、婦人会、青年団や子ども会を対象にして初心者指導を指向していることがわかる。また、指導の重点や内容についても技術の向上や健康・体力の維持・増進よりむしろスポーツの楽しみを優先し、実技を中心とした社会体育の指導を指向していることがわかる。

表53・54は、社会体育の指導者についてみたものである。指導者の理想的タイプとしては、教師と他職業者との間に有意差はなく、両者とも社会体育を活発にするにはグループづくりなどの面倒をよくみる人を望ましい指導者のタイプと考えている。そして教師は他



表47 指導対象Ⅰ

表48 指導対象Ⅱ  
(技術別)

表49 指導対象Ⅲ  
(グループ種別)

		幼・小・中・高・大学生	勤労青少年	家庭婦人	中・高・老年人	初心者	中級者	上級者	競技団体	職場単位	家族単位	P青年・団体・婦人会など	子ども会
教師	67	82	3	12	3	75	22	3	13	9	7	67	63
他職業者	150	37	23	22	15	80	13	3	14	12	9	77	41
計	217	50.7	17.1	18.9	11.5	78.3	16.1	3.2	13.8	11.1	8.8	74.2	47.9

P<0.01

n.s

(重複回答) n.s

職業者と比較して、今後社会体育を普及振興していくためにはボランティアを少なくして専任の社会体育指導者を充実していくことが望ましいと考えているものが有意に多い。

以上の結果から、社会体育指導者としての教師は、地域の地区、町内会、PTA、婦人会や子ども会のグループでスポーツ技能のレベルの低い初心者を対象にスポーツの大衆化をめざしてスポーツの楽しみに重点を置いた社会体育を指向しているといえよう。そしてそのためには専任の社会体育指導者を充実しグル

表50 指導内容

表51 指導の重点

表52 普及振興の方法

		実技	理論	企画・運営	技術の向上	健康維持・体力増進	スポーツの楽しみ	高度化	大衆化
教師	58	6	33	16	25	55	12	88	
他職業者	51	13	30	10	31	57	9	90	
計	53.5	11.1	30.9	12.0	29.5	56.2	10.1	89.4	

n.s

n.s

n.s

表53 望ましい指導者

表54 これからの社会体育指導者

		技術のすぐれた人	面倒をよくみる人	企画・立案・運営能力にすぐれた人	理論・知識にすぐれた人	ボランティアを少なくし専任の指導者を多く	専任の指導者は最低限ボランティアを多くし	指導者ともに充実のボランティア・専任の
教師	67	7	73	12	4	37	13	48
他職業者	150	5	63	19	9	19	23	56
計	217	6.0	65.9	17.1	7.4	24.9	19.8	53.5

n.s

P<0.02

ープづくりの上手な指導者を育成することが大切であると考えているといえる。

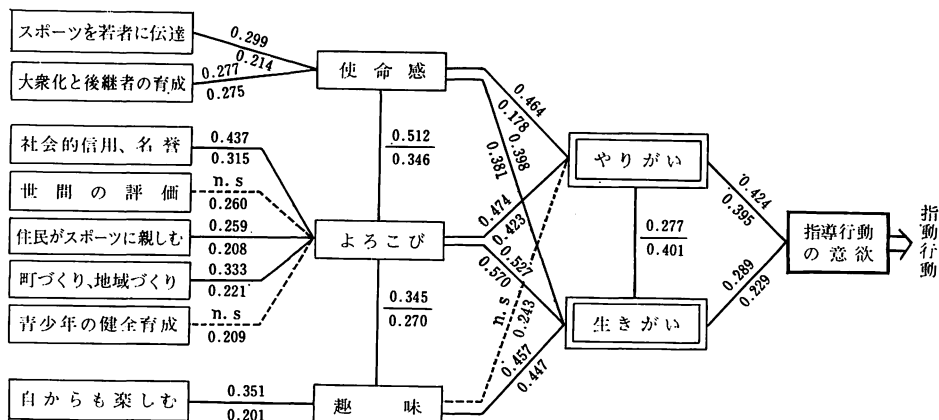
## 2. 教師の社会体育指導意識構造

1.では、教師が社会体育の指導者としてどのような条件の下にどのような意識や展望をもって社会体育の指導行動を展開しているかを、調査項目を個別的に他職業者と比較しながら概観した。では、こうした指導行動は一体どのような要因に規定されながら展開されているのであろうか。

一般に人間の行動はさまざまな外的内的要因に規定されているが、態度や意識も役割、期待、選好、目的、イメージなどと並んで行動を規定する内的要因と考えられている。そこでここでは、社会体育の指導行動を規定する内的要因の1つとしての指導意識をとり上げ、本調査で用いた社会体育に関するいくつかの態度や意識に関する項目から図2に示すような仮設的モデルを構築して指導意識を構造的に把握することにする。

このモデルは、社会体育の指導意識構造を4つのレベルの重層として捉えようとするものである。すなわち、まず(指導)行動と意識との接点に「指導の意欲」を位置づけ、その意欲を規定する要因として「やりがい」と「生きがい」の2つを仮定し、つぎにこの2つの要因を規定するものとして「よろこび」「使命感」「趣味」の3つの要因を仮定する。それは経験的に社会体育の指導に心からの「よろこび」が感じられること、しかもそ

図2 社会体育の指導に対する意識構造  
(生きがい、やりがいを中心として)



(注) 1. ———教師、他職業者とも有意の関連あり      - - - - -他職業者のみ有意の関連あり  
2. 図中の実線及び点線の上下の数値は四分点相関係数  $r$  ( $-1 \leq r \leq +1$ ) を示し、上は教師、下は他職業者の  $r$  の値である

のよろこびが単に感性的レベルのよろこびにとどまらないで一市民としての「使命感」に支えられていることと同時に、指導行動そのものが余暇活動として価値ある「趣味」の1つと自覚（意識）されること、この3つの条件が満たれることによって社会体育の指導に生きがいとやりがいが見出せるのではないかと考えるからである。そして、この3要因を規定する効果レベルの要因として、「使命感」には「スポーツ経験の伝達」「後継者の育成」の2つを、「よろこび」には「社会的信用・名誉」「世間の評価」「県民がスポーツに親しむ」「町づくり」「青少年の健全育成」の5つを、「趣味」には「自からも楽しむ」の1つをいずれも規定要因として仮定する。

各要因間の関連性の検定は、まず、各項目（要因）をその反応内容の結果に応じて2つのカテゴリーに分け、それにもとずいて四分表を作成し、つぎに  $X^2$  検定による関連性の検定を行い、危険率5%水準で関連性のある項目について関連の強弱をみるために四分点相関係数（範囲：-1, +1）を算出した。

結果は図2に示すとおりである。図にみるように、全体としてみれば社会体育に対する意識構造は仮説的モデルをそのまま実証する結果となった。つまり、社会体育の指導意欲は「やりがい」と「生きがい」に強い関連をもっていること、そして「やりがい」と「生きがい」は全般的にみれば「使命感」「よろこび」「趣味」と関連をもっていることが明らかになった。そして「よろこび」は自分の行っている指導が「県民がスポーツやレクリエーションに親しむ」「町づくりや地域づくり」「青少年の健全育成」に、いずれも役立っているという価値態度と関連をもっているとともに、それはまた、指導行動が「世間の正当な評価」を得、それによって「社会的信用や名誉」が享受できるということを認識することによって、さらによろこびの質を一段と高めているものと思われる。また、「スポーツのよさを若者に伝達」「スポーツを広め後継者を育成」することが一市民としての義務と認識されるとき、指導行動は強い「使命感」として自覚されるものと思われる。さらに、指導しながら「自からもスポーツを楽しむ」ことが「趣味」を媒介して「生きがい」に結びつくとき、それは生きがいを構成する1つの価値ある「趣味」活動の1つとしての意味をもってくるものと思われる。

さて、社会体育に対する意識を、意識項目間の相互関連から構造化してみた場合、教師と他職業者とは、「やりがい」×「趣味」、「よろこび」×「世間の評価」、「よろこび」×「青少年の健全育成」の3点で差がみられ、いずれも教師の場合はこれらの項目間に有意の関連がみられない。つまり、教師にとっては、社会体育の指導行動に対する「世間の正当な評価」や指導が「青少年の健全育成」に役立つということは直接よろこびを規

定する要因になっていないが、このことは教師にとっては、社会体育の指導者としてよりも教師として評価されていること、また、青少年の健全育成については常日ごろ教師として青少年に接触していることや指導のよろこびに関係なくスポーツが青少年の健全育成に役立っていると強く確信しているからであろう。さらに、「趣味」も「やりがい」を規定する要因になっていないが、それは前述したように教師にとっては社会体育の指導が仕事に近い性格をもっているために、趣味レベルの指導では生きがいを規定する要因にはなり得てもやりがいを直接喚起するだけのエネルギーにはならないからであろう。

## 結 び に か え て

地域社会の体育・スポーツの普及振興にとって教育や体育の専門家であり地域での信望も厚い教師に寄せる期待は少なくない。しかし、教科指導（授業）のほかに課外活動指導や校務などに忙殺されている教師にとって、現状のままでの社会体育への関与には問題点も少なくない。

前述のとおり、教師の社会体育への関与をその指導行動からみると、量的にも質的にも（指導行動の内容であって指導の技術とか知識などの能力の優劣を意味しない）他職業者と比較してほとんど差異はみられず、むしろそうした指導行動を成立させている社会的諸条件などを考慮するとかなり無理をして社会体育の指導を展開しているようにさえ思われる。しかし、こうした教師の指導行動を態度や意識の点からみても、社会体育の指導効果に対する価値態度では他職業者との間に差異はみられないが、社会体育の指導を趣味の1つとし、そこに生きがいややりがいを感じて指導行動を展開している教師は少ない。このことは他職業者の半数が社会体育の指導に生きがいを感じるとともに、大いにやりがいをも感じ、さらに3人のうち2人が社会体育の指導を趣味活動の1つとして位置づけ、しかも9割近くのもの自からもスポーツやレクリエーションを楽しみながら指導しているのときわめて対照的である。

しかしこのことから、教師の社会体育に対する姿勢が他職業者と比較して消極的否定的であると判断するのは余りにも短絡的である。それは自からすすんで社会体育としての仕事をつくるほどの意欲はないにしても、たのまれたときにはよろこんでというものを含めれば8割近くの教師が社会体育の指導を好意的に行っていることから理解できる。むしろ教師とくに大部分を占める体育教師にとっては、体育・スポーツの専門家としての知識や技術に対する地域社会での役割や期待が大きすぎて、社会体育の指導を教師としての仕事の片手間に、あるいは趣味の1つとして、さらには一市民のつとめとして行うには、意

識の点でも実際の指導行動の場面でも精神的、肉体的、物理的に負担が大きいのではないだろうか。換言すれば、社会体育の指導は教師にとっては学校での仕事に近い性格をもっているのではなかろうか。半数以上の教師が「社会体育指導＝奉仕」という考え方に消極的否定的であり、指導に対してそれ相応の「金銭的報酬を受けるのが当然」であるという意見に否定的反応を示すものが10%程度であるのは、教師のこのような社会体育指導の実情を反映したものであろう。

地域社会の体育・スポーツの普及振興をはかるためには、市町村に高度の技術・知識と教養を身につけた専任の社会体育指導者を相当数配置することが望ましいが、ここ当分の間その実現は不可能に近い。また、現在わが国には社会体育の指導者を養成する専門コースが3大学に設置されているが、その卒業生を十分受け入れるだけの素地もできていない。社会体育指導者の多くを地域のボランティアに依存し、短期間の講習会や研修会で養成している現状では資質・能力のすぐれた指導者を多数確保することは困難であろう。

このような実情を考慮すると「学校体育教師の専門性を社会体育の領域にも適用する時代は過ぎた。」<sup>11)</sup>という指摘はあるにしても、依然として教育や体育の専門家である教師、とくに体育教師の社会体育指導者としての役割や期待は大きいと考えてよい。問題は教師が教師本来の仕事を支障なく遂行でき、しかも社会体育の指導にも生きがいややりがいを見出せるような条件（環境）を整備・確立することが可能であるかどうかということであるが、この問題はきわめて大きな課題であり、早急にその手だてを具体的に提示することは困難な作業である。しかし、教師自身に限定してみれば、本調査でも、また、愛知県の高次体育教師を対象とした調査<sup>12)</sup>でも、教師の多くが社会体育の指導に好意的態度を示しているから、経験の豊富な教師を核とした社会体育の指導組織（体制）をそれぞれの地域につくることが一つの方法であろう。しかし、教師が学校の仕事の片手間に社会体育に関与することには問題が多い。したがって、少なくとも核となる教師については現行の派遣社会教育主事（スポーツ担当）のように、教師が教員の身分のまま（あるいは身分保証を得て）一定期間学校から離れて社会体育の指導に専念できるような制度を確立することが不可欠の条件である。

生涯スポーツ（教育）の必要性が強調されている今日、学校における体育・スポーツと社会（卒業後）の体育・スポーツとのあり方（結びつき）を考究する上でも、教師とくに体育教師が社会体育の指導に関与することはきわめて有意義な経験となるであろう。教師が指導者として社会体育にどのような方法で関与するか、その内容を具体的に提示することは今後に残された課題である。

## 付 記

本稿の要旨は、日本体育学会第26回大会(1975・9)に「社会体育の指導者に関する研究(第3報)―活動の実態や態度・意識などからみた教師と他職業者との比較―」としてその一部を発表した。発表に際しては共同研究者として、千田巖(三重県教育委員会, 現名古屋女子大), 藤田匡肖(三重大), 寺沢猛(豊田工業高等専門学校, 現豊橋技術科学大), 中島豊雄(名古屋大), 山本英毅(日本福祉大), 坪田暢允(名古屋学院大)の諸氏の協力を得た。ここに記して感謝します。

なお, 第1報は, 三重大学教育学部紀要第26巻4号(1975)に, 第2報は, 同大学同学部紀要第27巻4号(1976)に、いずれも「社会体育指導者に関する研究」(藤田匡肖他)として、発表した。

## 注

- 1) この制度が発足した背景の1つとして、全国で約7,500人(1974現在)いる市町村のスポーツ行政担当職員のうち、体育・スポーツに関する専門教育を受けたもの(保健体育教員免許状保有者)は11%にすぎない、という現状が上げられる(島崎仁「わが国のスポーツ行政」, 平沢薫・糸野豊編「生涯スポーツ」, プレスギムナスチカ, p526, 1977)。また、派遣社会教育主事(スポーツ担当)を愛知県の場合についてみると、小・中の保健体育教員を3年間当該市町村に派遣している。これを年度別にみると、50年9人(新規9), 51年18人(9), 52年18人(0), 53年18人(9), 54年18人(9)となっており、派遣市町村は県下88市町村のうち7市29町村である。
- 2) 昭和46~48年の3ケ年間に開催した水泳指導員, スポーツトレーナー, キャンプ指導者, 登山指導者, 野外活動指導者の講習会の参加者1,121名中54%は教員である(木村国次「社会体育指導者の現状」, 体育社会学研究5, 道和書院, pp170-171, 1976)
- 3) 神文雄「社会体育の振興に関する一考察」, 日本体育学会第25回大会号, p206, 1974
- 4) 野口盛雄他「社会体育指導者の現状とその養成」, 日本体育学会第25回大会号, p192, 1974
- 5) 金丸友恒他「社会体育の指導者に関する機構的考察」日本体育学会第24回大会号, p58, 1973
- 6) 例えば, 日本体育学会では学会の課題研究(第25回大会, 1974)として「社会体育指導者の現状とその養成」をとり上げている(詳細は, 日本体育学会第25回大会号, pp649~664参照)。また, 金崎によれば, 日本体育学会の第1回から第28回大会(1977)までにおける社会体育指導者に関する研究発表44件のうち約6割の24件は最近4年間に発表されている(金崎良三「社会体育指導者の指導行動とその規定要因に関する社会学的研究」, 体育学研究23-1, p56, 1978)
- 7) 坪田暢允「社会体育に関する高等学校体育教師の態度」, 名古屋学院大学論集, 11-1, pp105~130, 1974
- 8) 男子体育指導委員の標本数は実際にはもっと多いが, 教師と他職業者の標本の性格を同じくするために, 他の指導者, 例えばスポーツ少年団指導者とかスポーツ指導員などを兼用しているものは除外した。また, 三重県の男子体育指導委員は669名でそのうち教員は約33.5%(1973・10)を占めている。従って, 本稿の標本の職業構成はほぼ母集団を代表しているとみてよい。

- 9) 栗本義彦編著「概説社会体育」, 第一法規, pp111~112, 1967
- 10) タイプ別の調査項目の内容はつぎのようである。
- 犠牲奉仕型**……「私にとって, 社会体育の指導は, 立場上仕事と同じくらい大切なつとめであり, ときには, 指導のために自分の仕事を少しぐらい犠牲にしてもやむをえないと思う。しかし, 社会体育の指導は奉仕活動であるから, それに対して金銭的報酬を要求しようとは思わない」
- 犠牲労働型**……「私にとって, 社会体育の指導は, 立場上仕事と同じくらい大切なつとめであり, ときには, 指導のために自分の仕事を少しぐらい犠牲にしてもやむをえないと思う。しかし, 指導に対してはそれにふさわしい金銭的報酬を要求してもなんらおかしくないと思う」
- 楽しみ労働型**……「私にとって, 社会体育の指導は, 仕事から解放された時間に行う楽しみの1つである。しかし, その指導は重要な仕事であるから, それに対して金銭的報酬を要求するのは当然であると思う。
- 楽しみ奉仕型**……「私にとって, 社会体育の指導は, 奉仕活動の1つであると同時に, 自分の楽しみのための活動でもある。したがって, 自分の仕事を犠牲にしたり, 指導に対して金銭的報酬を要求しようとは思わない。
- 11) 武笠康雄「スポーツ指導者の養成と指導体制の確立」, 平沢薫・糸野豊編「前掲書」, p308
- 12) この調査で「高校体育教師の76%が社会体育の指導に好意的態度を示し, 約45%の教師が実際に社会体育の活動に関与している」ことが報告されている。(坪田暢允「前掲」pp110-112)